国保にはいる時やめる時

届け出は十四日以内に

職場の保険が優先します。健康保険（職場保険）に加入する資格のない人は、すべて村の国保に加入しなければなりません。

職場保険の加入有資格者や、生活保護を受けている人は、国保にはいれません。

二重加入はできません

一人の人が、同時に二つ以上の保険に、加入することができないのです。

今まで、国保に加入していた人が、職場保険に加入した場合、国保をやめなければなりません。

職場を退職し職場保険がなくなったときは、国保に加入することになります。

このような加入、脱退の手続きを十四日以内に行なわないと次のように不利になります。

職場保険に加入した時

職場の保険に加入して、国保の脱退手続きをせず、引き続き国保の保険証で医師にかかった場合、国保で負担した金額を、後日返納してもらいます。

職場をやめた時

退職した翌日から、国保の被保険者となります。加入の届け出をしないと、保険税は退職の翌日にさかのぼって納めていただくことになります。

手続きをしないで医師にかかった場合は、全額自己負担となり、大変損になります。

国保の手続

◎次のようなことがありましたら、印鑑を持参し、住民課に届け出て下さい。

はいる場合

- 月潟村に転入したとき
  - 転出証明書（前住所地）
- 職場保険をやめたとき
  - 職場からの脱退証明書
- 子供が生れたとき
  - 母子手帳、国保の保険者証
- 生活保護をやめたとき
  - 保護廃止通知書

やめる場合

- 月潟村外に転出するとき
  - 国保の保険者証
- 職場保険にはいったとき
  - 職場、国保の保険者証
- 死亡したとき
  - 国保の保険者証
- 村内で住所がかわったとき
  - 世帯主が変ったとき
  - 国保の保険者証

その他

- 村内移動で世帯員がかわったとき
  - 国保の保険者証
- 修学で他の市町村に転出するとき
  - 国保の保険者証
  - 国保の保険者証、在学証明書
- 長期旅行、出稼のため住所をはなれ、別の保険者証が必要なとき
  - 国保の保険者証
- 紛失したとき
  - 紛失した旨申出下さい

長寿を祝って 昭和五十四年度敬老会

恒例の村主催による敬老会が去る九月十五日、月潟小学校において盛大に開催されました。

今年度対象となった方は、明治四十二年以前に出生された方と、満六十五才以上でひとりぐらしの方で男一三〇名、女一八九名、合計三一九名でした。

式典では金婚夫婦、九十歳到達者、米寿者、ダイヤモンド婚夫婦に長寿とますますの御健康を祈って祝状や記念品が授与されました。

授彰された方々は次のとおりです。

○金婚夫婦

北　助蔵　トラ殿
間島　乙吉　ハギ殿
関本　昌一　トク殿
角田　金豊　トミ殿
阿部　賢治　シヅ殿
林　勝潮　ナル殿
小湊　金治　スミ殿
磯貝美三郎　ヤマ殿
山田　広司　ミチ殿
山田由一郎　キミ殿
佐藤　耕治　ヨリ殿
髙橋多三郎　スイ殿

○九十歳到達者

小山　ヨキ殿
石塚　スミ殿
大橋　ヨキ殿

○米寿者

森山　セイ殿

表彰式の後、白根警察署交通課長から老人の交通安全についての講話があり参加された皆さんは熱心に話を聞いておられました。

武典終了後、午後からは昼食をとりながら、保育園児や婦人会、村内の唄や踊りの愛好者によるアトラクションを行ないましたが、十分お楽しみいただけたと存じます。

来年もまた皆様の元気なお姿をお見せいただきたいと存じます。

皆様のますますの御健康と御長寿を心からお祈り申し上げます。

いざというときのために大切に保護しよう。

「消防水利」という言葉をご存じですか。

これは、火災現場にかけつけた消防隊が、緊急に使用する消火用の水です。

「消防水利」には、どんなものがあるかといいますと、〔消火せん〕道路などに設けられており、ふだんは鉄板等でふたをしてあります。

〔私設消火せん〕デパートやビルなどに設置されています。

〔防火水そう〕公園、広場、空き地などにあって地震などの非常災害のときは、飲料水として利用されるものもあります。

〔プール〕学校などのプールの水も、火災のときは消火に役立ちます。

〔河川、池、沼、海〕火災の場合は、大きな役割を果たします。

火災の消火作業は、一分一秒を争います。日ごろから、「消防水利」をいつでも使えるような状態にしておくことが大切です。次の点に注意しましょう。

▼消防水利の近くに、消火活動の妨げになるような物を置かないようにしましょう。

▼車を駐車させるときは、消防水利の上や近くに止めないようにしましょう。もし駐車すると、道路交通法によって罰せられます。

▼防火水そうなどの消防水利に、ゴミや物を投げこまないようにしましょう。また、子供たちをさく内で遊ばせないように気をつけてください。

国民年金コーナー

加入者数

36年度	561,148 人
39年度	571,610 人
46年度	626,210 人
50年度	600,758 人
53年度	608,967 人

別表・短縮された期間

生年月日	最低必要期間
大5.4.1以前に生まれた人	10年
大5.4.2～大6.4.1	11年
大6.4.2～大7.4.1	12年
大7.4.2～大8.4.1	13年
大8.4.2～大9.4.1	14年
大9.4.2～大10.4.1	15年
大10.4.2～大11.4.1	16年
大11.4.2～大12.4.1	17年
大12.4.2～大13.4.1	18年
大13.4.2～大14.4.1	19年
大14.4.2～大15.4.1	20年
大15.4.2～昭2.4.1	21年
昭2.4.2～昭3.4.1	22年
昭3.4.2～昭4.4.1	23年
昭4.4.2～昭5.4.1	24年
昭5.4.2以後に生まれた人	25年

（注）国民年金の期間だけでは上記の年数がなくても他の公的年金の期間を合算して上記の年数に達すれば通算老齢年金が受けられます。

こんなに大きくなった国民年金

一、拠出年金

年金額

項目		施行期月	364	457	509	548
老齢年金	高齢者	10年年金	960円	60000円	212250円	296900円
		5年年金	—	30000円	135840円	241300円
		25年年金	24000円	96000円	339600円	470700円
障害年金	1級障害		30000円	120000円	424500円	597500円
	2級障害		24000円	96000円	339600円	478000円
母子年金	子等1人		19200円	91200円	339600円	478000円
	子等2人		24000円	96000円	349200円	502000円
遺児年金	遺児1人		12000円	91200円	339600円	478000円

二十歳を迎えた国民年金

昭和三十四年に国民年金制度が発足しました。その当時、ヨチヨチ歩きだった国民年金は、県民のみなさんの暖かい目に見守られながら、スクスク成長してりっぱに二十歳を迎えました。

これを祝って、県では来る十一月一日に新潟市音楽文化会館で国民年金法施行二十周年記念大会（仮称）が開催されます。

そこで、国民年金の二十年の歩みを振り返えりながらその役割を見てみることにしましょう。

≪福祉年金≫

福祉年金は昭和三十五年三月から年金の支給を開始しましたが、本県においては七一、〇一三人に老齢、障害、母子の各年金が支給され、国民年金の第一歩を踏み出しました。

昭和三十四年度における年金の支給額は八億六二〇〇万円でした。

その後、国民年金法の改定や老齢人口の増加により、受給者数は毎年増え続け、昭和四十八年度においては一四九、四七四人に達し八五億四、八〇〇万円の年金をこれらの人たちに支給しています。

福祉年金の受給者数はこの年度を境に年々減少していますが、支給総額で見ると逆に上昇の一途をとり、昭和五十二年度には二二八億七、二〇〇万円の年金が一一八、六九一の人に支給されています。

この数字からも、福祉年金が年々改善され老後の大きな支えとなっていることがよく分かります。

≪拠出年金≫

福祉年金に一足遅れて、昭和三十六年四月にスタートした拠出年金には、その当時、五六一、一四二人が加入して老後に備えました。

昭和四十五年度までは、老令年金（十年年金）の受給者が発生しなかったこともあり、加入者は年々増加を見せ六四八、七六六人に達しました。

そして、昭和四十六年五月から制度の柱である老令年金の支給が始まり、年金時代の幕開きを告げました。この年度中に老齢年金をうけた人は六、八二五人でした。

しかし、老令年金の支給が始まった昭和四十六年度以降の加入者数は減少傾向をたどっていますが、昭和五十年度から六十万という一定数の水準を保っています。

今年三月における二十歳から六十歳までの県人口は一三四万人ですから十人に四・四が国民年金の加入者という勘定になります。

お年寄りの約七割に支給

今年の三月末における本県の六十歳以上の老齢人口は三七三、二四〇人です。

このうち、国民年金の老齢年金と通算老齢年金をうけている人は一五五、三九六人、老齢福祉年金をうけている人が九六、五九三人と、実に老齢人口の六七・五パーセントにあたる二五一、九八九人に総額五一六億七六八万円の年金を支給し、生活の安定を図っています。このほか、障害、母子、準母子、遺児、寡婦の各年金をうけているが県下には一〇、六九〇人おり、支払われている年金額は五十億三、七四一万円になります。

保険料は生かされています。

ところで、加入者のみなさんが納めた保険料は、将来、年金をうけとるときの財源（年金積立金）として大蔵省の資金運用部にいったん預けられます。

この年金積立金は、加入者や年金受給者、地域のみなさんの福祉向上を図るため、生活資金や住宅建築資金の貸付、あるいは市町村などに対して病院、保育所、老人ホーム、体育館、簡易水道などの公共福祉施設の建設資金として融資されています。

本県では、これまで一、四九八の施設などに三七三億七、七二〇万円にものぼる融資が行われています。このように国民年金はただ単に老後や万一のときに年金を、又、本人の生活の安定を図るばかりでなく、私たちの社会をより住みやすくするためにも大いに役立っている制度です。この国民年金をさらに発展させるためには、私たち一人一人の理解と協力がなによりも必要といえましょう。

年金受給権者数と支給年金額

年度	老齢	障害	母子 準母子	遺族 寡婦	計	支給年金額
39		1760人	1403人	88人	1851人	4170万円
46	6825人	2435人	1120人	288人	13668人	101億1700万円
50	100668人	4818人	3762人	409人	110657人	193億 900万円
53	155396人	6327人	3793人	1070人	166586人	377億6600万円

2 福祉年金

◎年金額

種別	制度発足時	50年10月分から	54年4月分から
老齢福祉年金	12000円	114000円	240000円
障害福祉年金 一級	18000円	216000円	360000円
〃 二級	—	144000円	240000円
母子福祉年金	12000円	187200円	312000円
準母子福祉年金	（加算額2400円）	（加算額48000円 1人月当9600円）	第2子24000円 第3子より 4800円
老齢特別給付金		66000円	198000円

年金受給権者数と支給年金額

年度	老齢	障害	母子	準母子	計	支給年金額
34	62995人	2745人	4273人	0	71013人	8億6200万円
39	78928人	6587人	6378人	22人	92915人	11億 700万円
46	95514人	11114人	6611人	2人	113241人	29億4600万円
50	121042人	13506人	8人	0	134632人	190億7100万円
53	103807人	14840人	4人	0	118691人	228億7200万円